

## ■寒川総合図書館資料選定基準

平成18年11月3日制定

(目的)

第1条 この基準は、寒川総合図書館資料収集方針第5条に基づき、資料の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

(共通基準)

第2条 選定の共通基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 町民の要求及び社会的な動向を十分に配慮し、広く町民の文化、教養、調査、研究、趣味、娯楽等に資する資料を収集する。
- (2) 基本的人権の一つとして「知る自由」を持つ町民に対して、資料を提供することを最大の任務とする。
- (3) 極めて高度な研究書を除き、基本的、入門的資料を中心に幅広く収集する。
- (4) 既存保有資料、類似資料の有無を確認する。

(資料の種類と選定方針)

第3条 収集する資料の種類は、図書、逐次刊行物、視聴覚資料、その他とする。また、各資料の選定基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 図書

① 一般図書

0 門 総記

- ・ 百科事典、年鑑などは、さまざまな角度から利用できるよう各種のものを収集する
- ・ 図書館、読書に関するものは、幅広い視点資料を収集する
- ・ 評価の高い叢書、全集はできる限り収集する
- ・ 情報科学、コンピュータに関しては、基本的な技術書、実用書を収集し、常に最新の情報を提供できうるようにする

1 門 哲学・宗教

- ・ 思想、哲学、心理学、宗教については、各分野の基本書を中心に収集し、入門書、解説書にも留意する

2 門 歴史・地理総記

- ・ 歴史書は、利用の多い分野なので、一般向け読みものをはじめ入門書、解説書を中心に多様な資料を収集する
- ・ 伝記については、歴史上の人物のみならず、現代人も対象として客観的な立場で書かれたもの収集する
- ・ 地図、旅行案内書は、最新の情報を提供できうるように収集する

3 門 社会科学

- ・ 様々な学説や主張があるので、多様な観点に立つ資料を偏りなく収集する
- ・ 法律に関しては、制定、改廃に留意して特に住民生活に関わりの深い法律については最新の入門書、解説書、実用書も収集する
- ・ 政治、経済、経営については、世の中の新しい動向に留意し幅広く収集する
- ・ 税金、年金、介護などは、日常生活に密接に関わる分野なので、最新の資料を収集する
- ・ 高齢者、児童、障害者等社会福祉関係及び消費生活関連分野について収集する

- ・人権問題に関係する資料について配慮する
- ・ビジネス関係資料については、様々な視点から収集する
- ・教育については関心の高い分野なので、多様な観点に立つ資料を収集する

#### 4門 自然科学

- ・自然科学の分野は高度に細分化、専門化されているので、入門書、解説書に重点をおき収集する
- ・科学と倫理、科学と人間、科学と社会について書かれたものは、幅広く収集する
- ・医療、健康、栄養学など関心の高い分野については、最新の情報と記述の正確さに留意して幅広く収集する

#### 5門 技術

- ・日進月歩の分野なので、最新の情報を提供できるよう収集する
- ・環境問題については、時事性、話題性が常にある分野なので、多様な観点から幅広く収集する
- ・建築、インテリアについては、住民の関心が高いので幅広く収集する
- ・通信工学、電気通信については、趣味や実用に役立つ資料を収集する
- ・ファッションや料理など家庭生活に関するものは、積極的に収集する

#### 6門 産業

- ・各種産業の最新の動向について把握できる資料を収集する
- ・地場産業でもある園芸などは、趣味や実用に役立つ資料を収集する
- ・商店経営など実務に役立つ資料を収集する
- ・ペットの飼い方など、分かりやすく実用に役立つ資料を収集する

#### 7門 芸術

- ・町民の教養、趣味、娯楽に役立つ資料を、鑑賞、評価と制作、実技などの両面にわたり幅広く収集する
- ・趣味として手がける人の多い分野については、入門書を中心としてある程度上級の人々の要望にも応えられるように収集する
- ・漫画は、社会的評価の定まった作品、作家を中心に、破損しやすいものを避けて慎重に選択する
- ・美術全集、画集、写真集などは、芸術性の高いものを中心に収集する
- ・スポーツは、各種目、競技の基本書、ルールブックを中心に収集する

#### 8門 言語

- ・教養、学習、実用に役立つ資料を収集する
- ・各言語に関する入門書、解説書及び主要な著作を中心に収集する
- ・辞典類はこの分野の中心となる資料のため、重点をおいて収集する

#### 9門 文学

- ・町民の関心も高く、利用も多い分野なので各ジャンルにわたって幅広く収集する
- ・日本文学については、あらゆる分野の古典から現代まで幅広く収集する
- ・外国の文学については、著名な作品を中心に幅広く収集する
- ・各種受賞作品を収集する

#### ②参考図書

日常生活のうえで生じる疑問の解決や、調査、研究に役立つための参考図書として辞書、事典、便覧、ハンドブック、年鑑、統計、図鑑、人名事典、地名事典、書誌等の資料を次のとおりとする。

- ・町民の調査、研究に対応できるよう幅広く収集する
- ・過度に特殊、専門的なものを除き利用しやすいものを収集する

- ・電子資料、電子情報などについても収集対象とする

### ③障害者用資料

視覚や聴覚に障害があり、通常の資料では利用し難い町民のために、それぞれの状況に応じた資料を次のとおり収集する。

- ・録音図書は、市販されたものを中心に収集する
- ・大活字本については、高齢者の利用も多いので積極的に収集する
- ・聴覚障害者資料については、字幕入りの映像資料などにも考慮し、神奈川県ライトセンターなどと連携し、資料の提供に努める

### ④児童図書

児童図書については、子どもの発達段階を踏まえ、本との出会い、読書の喜びや楽しさを発見できるように、各分野の資料を次のとおり収集する。

#### 絵本

- ・知的、情緒的経験を広げ、想像力を豊かに養うものを中心に収集する
- ・評価の定まった絵本作家の作品は、できるだけ収集し複本もそろえる
- ・代表的ブックリストに取り上げられた作品は網羅的に収集する

#### 文学

- ・豊かな想像力や空想力を養い、視野を広げて、より高度な読書の世界へと誘えるものを中心に幅広く収集する
- ・評価の定まった作品は、できるだけ収集する
- ・長い間読み継がれてきた作品で評価の定まったものは十分な複本を用意する
- ・昔話については、民俗学からの視点ではなく、子どもの文学の原点として位置づけ収集する

#### ノンフィクション

- ・調べ学習、総合学習に対応できる資料を幅広く収集する
- ・学校への支援ができるような資料についても積極的に収集する
- ・生き方についての悩みなどに応えられる人生訓や心理学等の資料を収集する
- ・歴史については、史実を忠実に表現している資料を収集する
- ・社会に対する見方を広げ、深めることのできる資料を収集する
- ・自然に対する興味を広げ、自然とのふれあいの手引きとなるような資料を収集する
- ・科学技術への興味を深め、創造や制作への意欲を高める資料を収集する
- ・各種産業に関するわかりやすい資料を収集する
- ・芸術に関するものは、各分野の基本となる資料を収集する
- ・言語については、国語科の学習に役立つ資料を中心に収集する

#### 紙芝居

- ・絵と文が調和していて子どもが楽しめる資料を収集する
- ・創造の世界が広げられる資料を収集する

### ⑤ヤングアダルト図書

中学生、高校生世代の読書環境を整え、若者の活字離れをおさえるための資料を次のとおり収集する。

- ・教養、趣味、娯楽、実用にわたり関心の高い資料を収集する
- ・ヤングアダルトを主たる対象として出版された資料を中心に収集する
- ・中学校、高校の図書室の所蔵状況を参考にして収集する

### ⑥外国語図書

町内在住の外国人の日常生活に役立つ資料及び日本人が多文化への理解を深めるための資料を次のとおり収集する。

- ・日本語学習のための資料を収集する

- ・日本の歴史、伝統、文化、芸術などについて書かれた資料は幅広く収集する
- ・寒川町及び神奈川県について書かれた資料は、できる限り収集する

#### ⑦官公庁出版物

政府諸機関が発行する資料については、主要なものを収集する。また、地方公共団体その他公的機関が発行する資料は、必要度が高いものを収集する。

#### ⑧特別コレクション

専門的に役立つ特色ある資料及び貴重書を別置き保存する。

- ・特定の主題、人物、団体などの資料の形態などにより収集する
- ・貴重書扱いのコレクション

#### ⑨地域資料

寒川町の歴史、地理、行政などに関する資料及び近隣市町村に関する資料については、文書館との調整の上で収集して、町民に提供することとする。

### (2) 逐次刊行物

逐次刊行物とは、同一の標題のもとに巻次または終期を予定せずに無限に刊行される出版物をいう。特に、新聞、雑誌については、迅速で幅広い情報を得る手段として、また、趣味、娯楽に役立つための資料として収集に力を入れる。

#### ①新聞

- ・主要な全国紙に加え、神奈川新聞など関係する地方紙も収集する
- ・専門紙及び政党紙については主要なものを収集する
- ・外国紙は、英字紙を中心に収集する

#### ②雑誌

- ・最新の情報が得られる資料であるため、町民の日常生活に役立つ主要なものを幅広く収集する、ただし、漫画雑誌は収集しない
- ・各分野の基本的な雑誌を収集対象とする
- ・町民の趣味、娯楽の関心に留意して収集する
- ・外国雑誌は、代表的なニュース誌等を対象とする
- ・児童雑誌は、主要なものを収集する

### (3) 視聴覚資料

町民の教養、余暇活動としての要求に応えるための資料を次のとおり収集する。

#### ①映像資料

- ・資料はDVDを主として収集する
- ・劇映画やアニメーションは、映画祭、コンクールの受賞作品や一定程度の評価を得た作品を収集する
- ・教養、趣味などについては、記録、文化、科学、美術などのジャンルから優れた作品を収集する

#### ②録音図書

- ・資料はCDを主として収集する
- ・主要な作曲家、指揮者、演奏家、声楽家のものを中心に収集する
- ・次のジャンルを中心に収集する
  - クラシック音楽
  - ポピュラー音楽
  - その他の音楽（邦楽、唱歌、民謡、その他）
  - 音楽以外（落語、朗読、その他）

### (4) その他（電子資料など）

参考資料を中心に、情報内容及び検索の多様性等の内容に留意して収集する。

- ・電子出版物、電子媒体は適宜収集し、新しい情報の提供に努める。
- ・行政情報や新聞などの各種データベースは、関連機関と調整、連携しながら

## 活用を図る

### (選定除外図書)

第4条 次に掲げる資料は、選定対象から除外する。

- (1) 学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類
- (2) 現行の学校教科書
- (3) 極めて高度な専門書、学術書
- (4) コミック、成人向け図書。ただし、作品の定まったものは除く。

### (選書資料)

第5条 資料の選定にあたっては、次に掲げる資料を参考にする。

- (1) 週刊新刊全点案内
- (2) 予約申込書
- (3) 県内図書館所蔵OPAC
- (4) 各種の出版目録
- (5) 新聞等で取り上げた書評
- (6) 映像、音楽関係リスト

### (その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

### (基準の見直し)

第7条 この基準は、社会情勢に対応するため、普段に見直すものとする。

### 附 則

この方針は、平成18年11月3日から施行する。